

過積載運転行為に係る自動車の使用制限命令の処分量定の基準
使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 指示

令第58条の4の規定による指示をいう。

(2) 累積点数

令第26条の7第1項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

(3) 前歴の回数

令第26条の7第1項の表2の備考に規定する前歴の回数をいう。

2 期間の計算

(1) 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

(2) 令第26条の7第1項の表2の備考中「過去1年以内」という場合における期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算するものとする。

なお、1年とは、365日とするものとする。

(3) この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める期間を超えるときとなるときは、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

3 指示に係る使用制限の処分量定基準

(1) 処分量定基準

令第26条の7に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

(2) 点数の付与

ア 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行われ、当該自動車ごとに累計点数の計算を行うものである。

イ 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転手が異なる場合に行うものとする。

ウ 点数の付与は、当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がさせた場合に限り行うものとする。

4 前歴の回数

- (1) 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのあるすべての自動車に係る前歴の回数を考慮すべきものとする。
- (2) 前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である使用者に係る令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴回数が「1回」又は「2回以上」である状態の下において、累計点数が令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合である。
- (3) 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違反と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

5 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができるものとする。

- (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
- (2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合
- (3) その他情状酌量すべき事情がある場合

別表

過積載運転行為に係る自動車の使用制限命令の処分量定

使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数により評価し、原則として、次表に定める前歴の回数及び点数に達した場合に、それに応じた欄に該当する期間とする。

前歴の回数	違反行為関係累計点数 車種別	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
		なし	大型車等		
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日

一回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日